

『化学品のリサイクル率確認登録制度』 のご紹介

2025年10月21日
一般社団法人 日本化学工業協会

化学品のリサイクル率確認登録制度 概要

背景、制度の必要性

- ・リサイクル材使用製品への**既存認証制度は厳密/厳格な管理運用が必要**であったり、現在は**海外機関の制度のみ**であり、特に小規模事業者にとってリサイクル製品の**認証取得の負担が大い**ことが懸念されている。また、**厳格なトレーサビリティ確保には上流から順次、認証取得が必要**であり、**サプライチェーンの長い化学製品は消費者まで繋がるには長期間を要する**ことが予測される。結果として、リサイクル製品が中々流通せず、**社会認知が遅れ、リサイクル製品の事業化が中々進まない恐れ**がある。
- ・まずはリサイクル製品が世の中に広く出回り、認知度が上がることが普及には重要であり、**トレーサビリティを自己申告とすることにより制度を簡便**にし、また、**下流事業者からでも並行して登録できる形**にすることで、リサイクル製品普及の一助とする。

名称、目的、制度概要

- 名称； **化学品のリサイクル率確認登録制度** (RCM確認登録制度)
Registration system of recycled chemical materials
- 目的； 炭素資源循環促進の観点から、**ケミカルリサイクルを含むリサイクル品への社会認知を向上**させ、化学品の循環利用に関して**日本国内での社会実装を早期に実現**することを目的とする
- 基本原則； **国内事業者の自己申告に基づいた登録制度**
- 適用範囲； **廃棄物再生事業者から最終製品製造者までのプロダクトチェーン**
リサイクル率[%]；リサイクル原材料使用量[*kg*]/総原材料使用量[*kg*]
製品リサイクル率算出に当たりマスバランス方式の適用も認める
- 登録対象製品**；**廃棄物再生品、化学品**(含；ガス、液、最終製品)、**樹脂中間製品・樹脂最終製品**(レジン、加工品etc.)
- 廃棄物再生品原料**；**化学品を中心とする有機廃棄物**(紙、木質を妨げない)
回収・再生プロセスの種類は問わない
- ・運営管理責任機関；日化協
 - ・**制度会員制**を導入し、制度会員の年会費及び製品登録費をもって運営する
 - ・年会費、登録費等；TBD(～100千円/件・年程度を想定)

主要骨子

- ・日化協は、会員登録時、製品登録時に**審査、運用状況の監査を実施する権利を有する**
- ・日化協は、申請内容に対しての守秘義務を負うが、**日化協は本制度に起因する会員の一切の損害及び係争について責任を負わない**
- ・**制度会員は登録製品情報(開示情報のみ)の閲覧と製品登録の権利を有する**
- ・登録、閲覧情報
制度会員向開示情報；事業者名、製品名、銘柄名、リサイクル率、登録番号、分類記号
共通登録事項
登録製品製造工程概要 SDS等
申請する登録製品の生産量(計画・実績)、販売量(計画・実績)
(任意)第三者認証取得状況、LCA/CFP情報、製品規格等
廃棄物再生品登録事項
廃棄物再生品の原料となる有機廃棄物の情報(有機廃棄物由来の区分(プレコンシューマー、ポストコンシューマー等)、使用量)
リサイクル品、化学品、樹脂製品登録事項
全原材料の情報(原材料毎のリサイクル率、使用量、確認登録番号(登録品の場合)
登録製品リサイクル率算出式(マスバランス方式適用の場合は、計算方法詳細を含む)

スケジュール等

- ・**2026年度初頭の本格運用開始**を目指す。それまでは制度検証期間とし、制度年会費／製品登録費は日化協で負担。
- ・制度検証期間中に、**下記の項目に関するフィードバックを受け、本格運用に向けた制度の完成度アップ**を行う。
全体の懸案事項/ 生産計画での登録に対する計画Vs.実績の取り扱い、リサイクル率の幅での登録方法(ex.〇〇%±△△%等)、製品登録証記載内容の過不足 等。
申請、管理業務/ 申請分類の適度具合、申請項目の過不足、申請・登録業務の煩わしさ、公開情報の過不足、問い合わせ事項の対応 等。

これまでの活動概要

年	日	活動	制度会員数 ／製品登録数
2024	6/12	・日化協会員サイトに「化学品のリサイクル率確認登録制度」のページを開設	
	6/21～ 7/ 4	・試験運用開始にあたり、日化協会員企業を対象に個別説明会を実施（計4回） 48の企業・団体、191名の参加	
	7/18	・制度会員登録システム稼働	
	8/13	・制度会員への申込開始	2／0
	9/23	岩田会長「画期的な取り組みだ」（日刊工業新聞）	4／0
	12/12～ 25	・抽出された不具合点を是正、制度の改定を行い、再度の説明会を実施（計4回） 52の企業・団体、168名の参加 ・制度検証のため、技術委員会企業の中で同意頂けた企業の委員を制度会員に仮登録	33／0
2025	2/25	・製品登録の意向があり、制度検証へ賛同頂いた企業（A社）の協力のもと、製品登録時の懸案点洗い出しを開始	
	3/ 7	・経済産業省 素材産業課へ制度の検討状況をご説明	
	4/ 9	岩田会長「日本では先駆けた制度で、チャレンジングな制度だ」（日刊工業新聞）	34/0
	4/24	・A社から3製品の製品登録申請受領	
	5/26	・上記、3製品について、制度への製品登録を実施	34/3
	7/ 3	・B社から製品登録申請の相談を受け、A社と同様の対応で製品登録に向けた実務を開始	
	8/21	・経済産業省 素材産業課へ制度の進捗をご報告	
	8/29	・日化協一般サイトに制度のページを開設 https://www.nikkakyo.org/recycling-rate/summary	
	10/10	・B社から4製品の製品登録申請を受領	34/3(4)

◆ 日化協 技術委員会企業の制度に対する意見(2024年11月)

- 制度に登録することのメリットが何なのか、社内関係部署へ説明できない
- 試験運用期間はプラスチックのサプライチェーンに限定なので該当品がない
- 既にクローズの関係を構築済や他の認証制度で運用済で登録の必要がない
- 本制度の必要性は理解する or 改めて認識したが、もっと、周知させることが必要



制度参画のメリットを理解頂くため、再度の説明会を2024年12月に実施

◆ 2025年2月に、改めて制度への意見を聴取

- | | 回答数 | | |
|-----------------------|-----|------------|----|
| ➢ 社内対応状況； | | | |
| ①登録対象となる製品がなく登録していない | 9 | 制度会員登録を検討中 | 1社 |
| ②社内意見を調整中 | 8 | 製品登録を検討中 | 2社 |
| ③制度登録するメリットが理解しきれていない | 6 | | |
| ➢ 制度への意見； | | | |
| ①海外市場で通用する制度として欲しい | 14 | | |
| ②製品登録、データ管理などに対する改善要望 | 9 | | |
| ③制度の運用実績を見て登録する | 8 | | |

目 次

I. 制度制定の背景/必要性

I-1 国内リサイクル製品の現状と既存認証制度の問題点

I-2 本制度の特徴

II. 制度概要

II-1 制度対象範囲

II-2 対象製品

II-3 リサイクル率

II-4 製品登録データと制度会員への公開範囲

II-5 制度運営体制

II-6 制度運営費のイメージ

III. トライアル運用について

IV. 今後のスケジュール

I. 制度制定の背景/必要性

背景、制度の必要性

・リサイクル材使用製品への**既存認証制度は厳密/厳格な管理運用が必要**であったり、現在は**海外機関の制度のみ**であり、特に小規模事業者にとってリサイクル製品の**認証取得の負担が大きい**ことが懸念されている。

また、**厳格なトレーサビリティ確保には上流から順次、認証取得が必要**であり、**サプライチェーンの長い化学製品は消費者まで繋がるには長期間を要する**ことが予測される。結果として、リサイクル製品が中々流通せず、**社会認知が遅れ、リサイクル製品の事業化が中々進まない恐れ**がある。

・まずはリサイクル製品が世の中に広く出回り、認知度が上がることが普及には重要であり、**トレーサビリティを自己申告とすることにより制度を簡便**にし、また、**下流事業者からでも並行して登録できる形**にすることで、リサイクル製品普及の一助とする。

I-1 国内リサイクル製品の現状と既存認証制度の問題点

◆国内リサイクル製品の現状

消費者がリサイクル製品の必要性は理解するものの、その価値の価格への転嫁が進まない



社会認知の遅れ ⇒各企業での事業化の足枷

認証制度による価値の可視化

社会認知を後押し

◆既存認証制度の問題点

- 厳密／厳格な管理運用が必要
- 海外機関の制度のみ

- 取得：コスト・時間・要員、必要資料
- 維持：管理／メンテナンス



多くの企業にとって既存制度での認証
取得はハードルが高い

- トレーサビリティ確保の観点での問題点

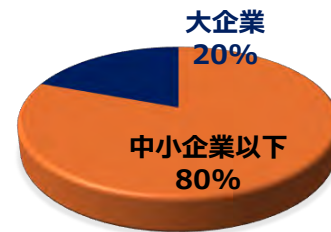
- チェーン全関係者が同じ認証を取得する必要あり

上流企業から下流企業へ逐次的な認証取得が必要

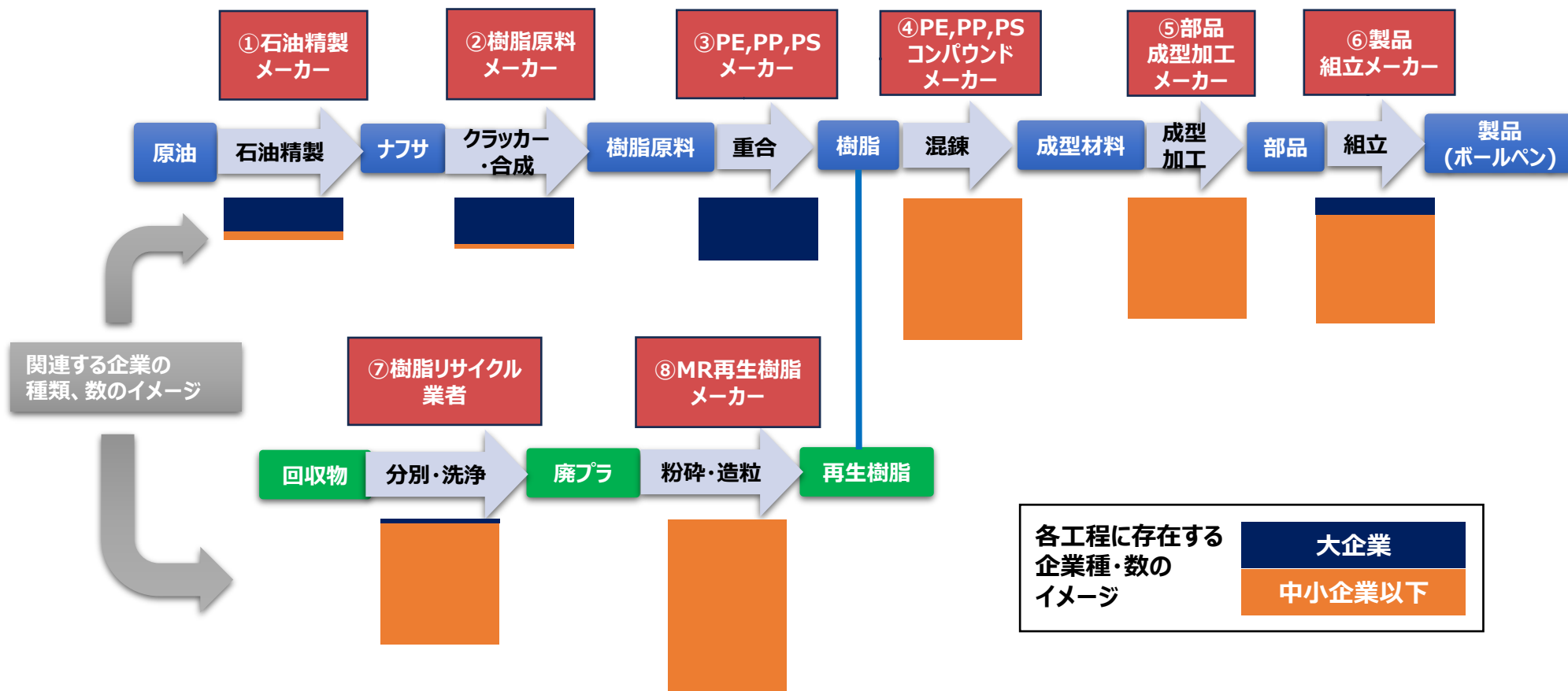
⇒ 化学製品は原料から最終製品までのプロダクトチェーンが長い

参考) 硬質プラスチックのプロダクトチェーン

- ✓ ①石油精製から③樹脂製造までは、**大企業**の関与が大きく、**中小企業以下**はほぼ無し。
- ✓ ④混練以降は、**中小企業以下**が中心。
- ✓ ⑦リサイクル、⑧再生樹脂製造に関与する回収・分別業者も、**中小企業以下**が多い。
- ✓ 工程全体でも**中小企業以下**が携わる割合は、8割に達する。



⇒ リサイクル製品を早く、簡便な方法で国内市場に普及させるためには、中小企業の参画が必須である。



既存認証制度の課題	課題によって発生する問題点	本制度の特徴
厳密/厳格な管理運用が必要	(特に小規模事業者にとって)リサイクル製品の認証取得の負担が大きい	トレーサビリティを自己申告として制度を簡便にした
トレーサビリティの確保に、上流から順を追った認証取得が必要	リサイクル製品のトレーサビリティを消費者まで繋げるのに長時間を要し、事業化が遅延する懸念	化学品のプロダクトチェーンの下流業者からでも並行して登録できる制度とした
登録データの公開が前提	極力データ開示はしたくない (データを見る側は登録データの多くを見たい)	製品登録、データベース構築を最優先に考え、開示データを極力少なくした

Ⅱ．制度概要

◆名称； 化学品のリサイクル率確認登録制度

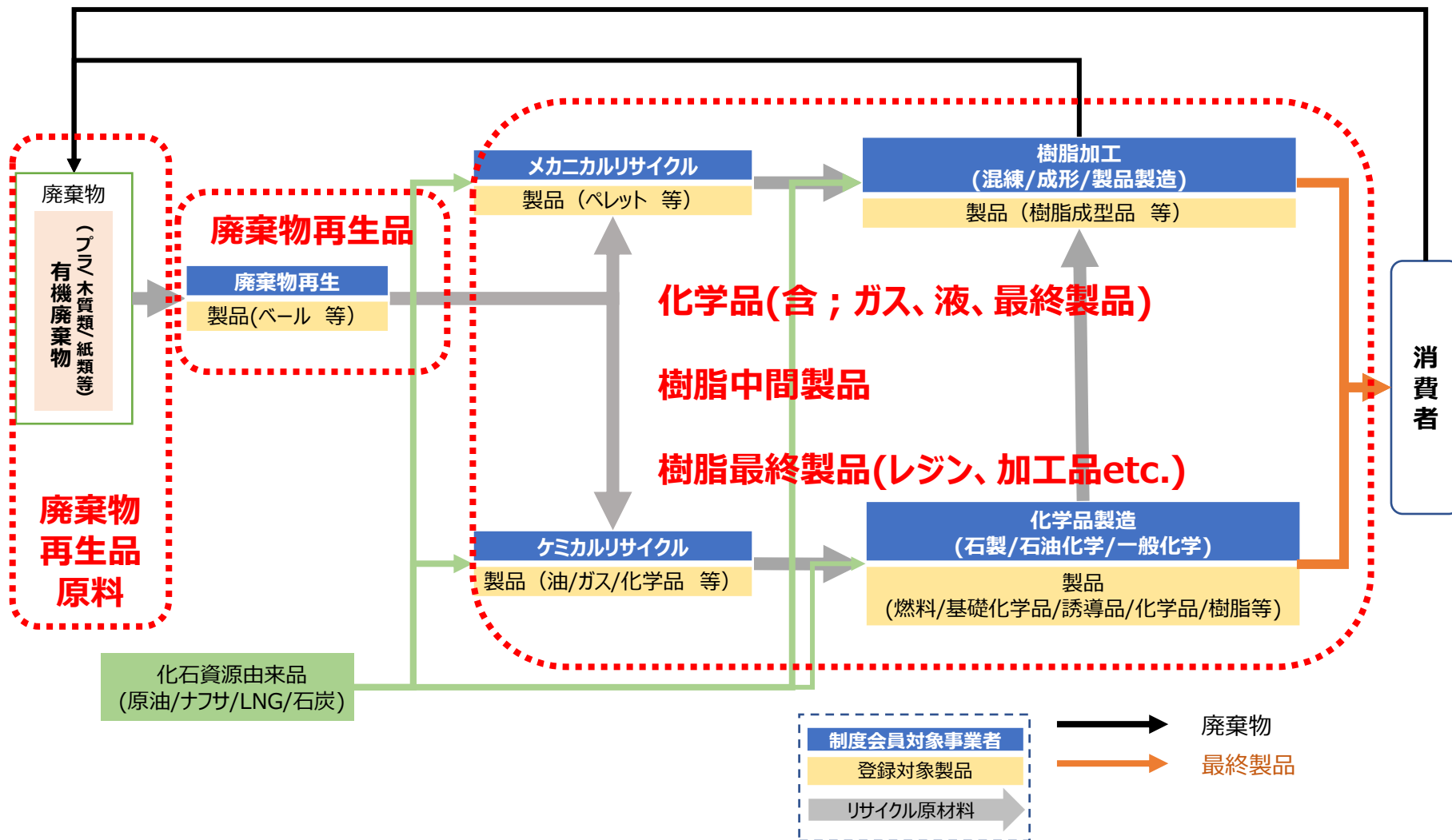
(略:RCM確認登録制度(RCM：Recycled Chemical Materials))

◆主な特徴

- 基本原則： **国内事業者の自己申告登録制度**
- 適用範囲： **廃棄物再生事業者から最終製品製造者**までの
全プロダクトチェーン
- 主な登録情報： 製品名、
製品のリサイクル率(使用原材料比率ベース)等
- 会員特典： 一定範囲での他会員登録情報の閲覧
- 運営原資： 制度会員からの**年会費**及び**製品登録費**

Ⅱ-1 制度対象範囲（概念図）

◆ 廃棄物再生事業者から最終製品製造者までのプロダクトチェーン



◆国内の**全リサイクル化学製品**

➤液体化学品

- 基礎化学品、溶剤、塗料、インク、洗剤、粘着剤 等

➤固体(固形)化学品

- 可塑剤、トナー、顔料、ワックス 等

➤ケミカルリサイクルプラントからのガス／液化学品

- エチレン、プロピレン、メタン、合成ガス 等
- 油分(ナフサ、中重質油) 等

➤リサイクル品を含む複合材

- リサイクル繊維を含む強化プラスチック 等

➤リサイクル材を使用した成形加工品

- 機械部品(車載部品(バンパー、内装 等)、機械部品(ギヤ、フランジ 等)) 等

➤廃棄物再生品、化学品を中心とする有機廃棄物

- 紙、木質を妨げない

➤回収・再生プロセスの種類は問わない

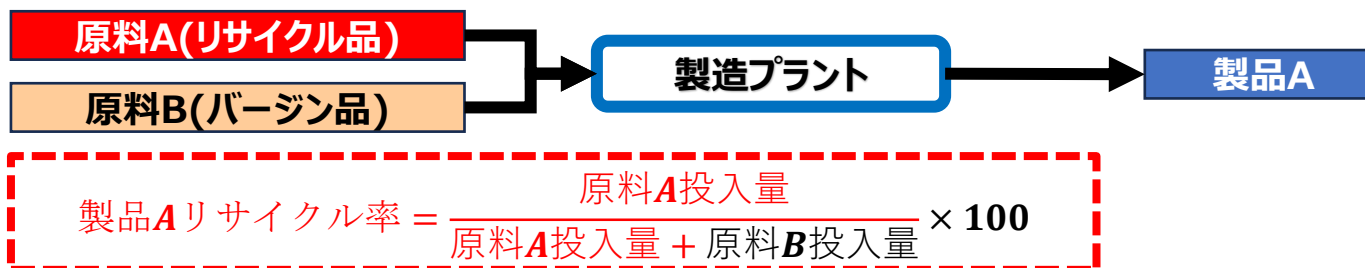
- マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルおよびその他リサイクル手法共に対象

Ⅱ-3 リサイクル率： 定義

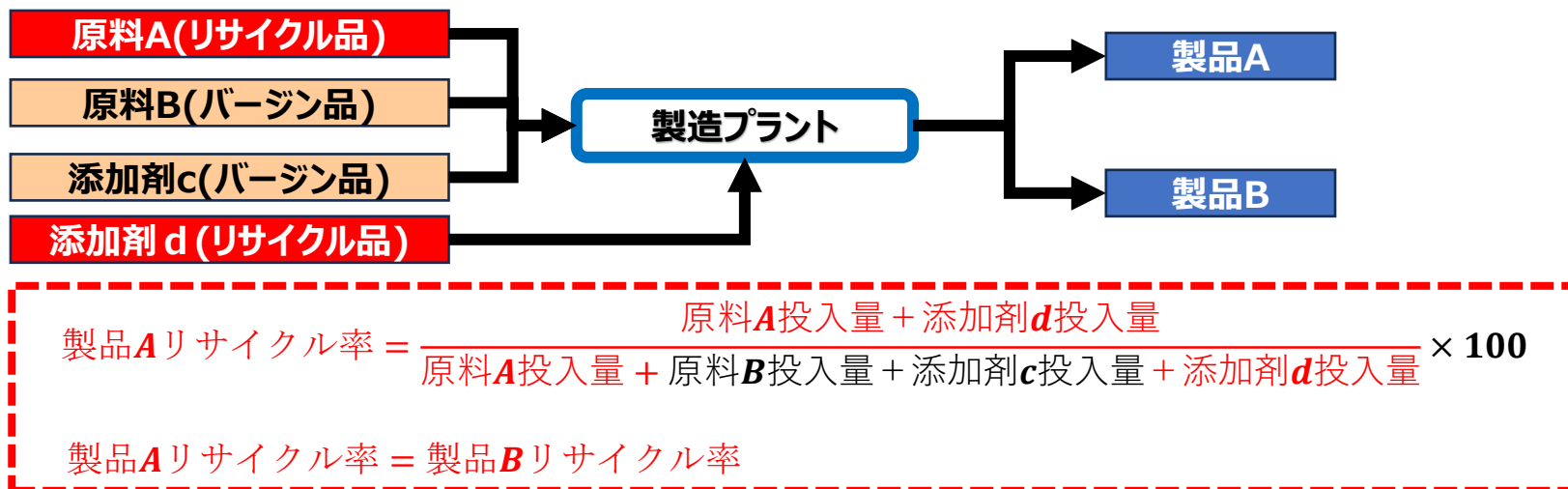
◆ 定義： 原材料中のリサイクル原材料使用割合(重量割合)

$$\text{リサイクル率}[\%] = \frac{\text{リサイクル原材料使用量}[kg]}{\text{総原材料使用量}[kg]} \times 100$$

考え方 1



考え方 2



(特記)マスバランス方式の取り扱い：製品リサイクル率算出に当たりマスバランス方式の適用も認める

Ⅱ-2 リサイクル率： 計算例

計算例 1 ポリエチレンペレット製造

原料				製品		
名称		リサイクル率	投入量	名称		生産量
A ₁	リサイクルエチレン	100%	10t/Batch	X ₁	ポリエチレン	50t/Btch
A ₂	ナフサ由来エチレン	0%	40t/Batch			

製品リサイクル率： $R1 = 10 \times 100 / (10 + 40) = 20[\%]$

計算例 2 ポリエチレン/PET2層シート

原料				製品		
名称		リサイクル率	投入量	名称		生産量
A ₁	ポリエチレンペレット	40%	1t/Hr	X ₁	PE/PET2層フィルム	4t/Hr
A ₂	PETペレット	100%	3t/Hr			

製品リサイクル率： $R1 = (1 \times 40 + 3 \times 100) / (1 + 3) = 85[\%]$

Ⅱ-3 リサイクル率： マスバランス方式の取り扱い

◆マスバランス方式適用のリサイクル率の登録申請も可能

◆手法については各制度会員に一任

➤適用手法に基づいたリサイクル率計算書を提出頂く

Ⅱ-4 製品登録データと制度会員への公開範囲

◆限られた範囲(太字部分)の製品登録情報を公開・閲覧可能

	登録項目	制度会員への公開
共通	事業者名(製品登録事業者)	○
	会員番号	○
	製品名	○
	銘柄名	○
	リサイクル率	△(登録者の任意)
	登録製品リサイクル率算出根拠(計算書)	
	登録日	○
	登録番号	○
	分類記号	○
	登録製品製造工程概要	
	SDS	
	登録期間での登録製品の生産量(計画・実績) 販売量(計画・実績)	
	任意情報(第三者認証取得の有無、LCA/CFP情報、製品規格)	△(登録者の任意)
廃棄物再生品	廃棄物再生品の原料となる有機廃棄物の情報(有機廃棄物の区分(プレ・ポストコンシューマ)、使用量)	
製品	全原材料の情報(原材料毎のリサイクル率、使用量、確認登録番号(登録品の場合)) * 使用原料に有機廃棄物が含まれる場合、廃棄物再生品の原料となる有機廃棄物の情報 (有機廃棄物の区分(プレ・ポストコンシューマ)、使用量)	

参考) 登録分類例

◆ 廃棄物再生品

製品様態	主成分	廃棄物 ソース(1)	廃棄物 種類	廃棄物 ソース(2)	廃棄物 種類	廃棄物 ソース(3)	廃棄物 種類	製品個別番号
------	-----	---------------	-----------	---------------	-----------	---------------	-----------	--------

登録製品の様態	登録製品の代表成分		有機廃棄物ソース		有機廃棄物種類	
1 ベール	51 PE	71 紙類	11 ポストコンシューマー	ZZ 該当なし	11 廃プラスチック (合繊含む)	ZZ 該当なし
2 フレーク	52 PP	72 木質類	21 ポストインダストリアル		12 廃紙類	
3 フラフ	53 PVC		22 ポストインダストリアル(医薬)		13 廃木質	
4 インゴット	54 PS	82 油分	23 ポストインダストリアル(自動車)		14 廃油	
5 その他	55 PET		31 1/2 混合		15 その他有機廃棄物	
	56 PMMA		41 その他			
	57 その他樹脂					

◆ 製品

製品種類	主成分	リサイクル 原料 (1)	リサイクル 原料 (2)	リサイクル 原料 (3)	プロセス	算出方式	製品個別番号
------	-----	-----------------	-----------------	-----------------	------	------	--------

登録製品の種類	登録製品の主成分		登録製品に使用のリサイクル原料			廃棄物の処理プロセス	算出補法
10 ガス	11 合成ガス	61 PE	C1 PC 廃プラスチック (合繊含む)		71 POM	11 油化	SS セグREGーション
20 ナフサ	12 水素	62 PP	C2 PC 廃紙類		72 PA	12 ガス化	MM マスバランス
30 精製油	13 アンモニア	63 PS	C3 PC 廃木質		73 PBT	13 解重合・モノマー化	OO その他
40 基礎化学品(樹脂以外)	14 その他工業ガス	64 PVC/PVDC	C4 PC 廃油	21 ナフサ	74 PC	14 その他分解プロセス	
50 誘導品		65 ABS	C5 PC 廃繊維		75 PPE	15 ソーティング(選別/分別)	
60 洗剤・界面活性剤	21 ナフサ	66 PET	C6 PC 廃ゴム	31 その他精製油	76 PE/PP	16 精製	
70 塗料・インク		67 PMMA	C7 PC 有機廃棄物混合品		77 その他樹脂・混練樹脂	17 不明	
80 化粧品	31 その他精製油	68 PE/PP					
100 ベレット・フレーク・パウダー	41 エチレン	71 POM	I1 PI 廃プラスチック (合繊含む)			ZZ 非該当	
110 フィルム・シート	42 プロピレン	72 PA	I2 PI 廃紙類		81 ポリエステル繊維		
120 成型加工品	43 C4(ブタジエン等)	73 PBT	I3 PI 廃木質		82 ナイロン(ポリアミド)繊維		
130 繊維	44 BTX	74 PC	I4 PI 廃油	41 エチレン	83 アクリル繊維		
140 ゴム	45 その他ナフサ分解ガス	75 PPE	I5 PI 廃繊維	42 プロピレン	84 ポリウレタン(スパンデックス)		
	46 その他ナフサ分解油	76 PE/PP	I6 PI 廃ゴム	43 C4(ブタジエン等)	85 レーヨン		
200 その他		77 その他樹脂・混練樹脂	I7 PI 有機廃棄物混合品	44 BTX	86 その他繊維		
	51 エチレン誘導品		U1 出自不明 廃プラスチック(合繊含む)	45 その他ナフサ分解ガス	91 ゴム		
	52 プロピレン誘導品	81 ポリエステル繊維	U2 出自不明 廃紙類	46 その他ナフサ分解油	ZZ 非該当		
	53 C4誘導品	82 ナイロン(ポリアミド)繊維	U3 出自不明 廃木質				
	54 BTX誘導品	83 アクリル繊維	U4 出自不明 廃油				
	55 その他誘導品	84 ポリウレタン(スパンデックス)	U5 出自不明 廃繊維				
		85 レーヨン	U6 出自不明 廃ゴム				
		86 その他繊維	U7 出自不明 有機廃棄物混合品				
		91 ゴム		61 PE			
		100 その他	11 合成ガス	62 PP			
			12 水素	63 PS			
			13 アンモニア	64 PVC/PVDC			
			14 その他工業ガス	65 ABS			
				66 PET			
				67 PMMA			
				68 PE/PP			

参考) 確認登録票 見本



頁 1/2
2025 製 0001 号
2025 年 10 月〇日

化学品のリサイクル率確認登録制度 確認登録証

東京都中央区新川
(住友不動産新川ビル)
一般社団法人 日本化学工業協会
RCM 確認登録制度

下記製品について、『化学品のリサイクル率確認登録制度』の確認登録規程及び実施細則に基づく審査の結果、提出された申請書類等に記載された内容に不備がないことを確認しましたので、当該製品を本制度に登録します。

登録申請制度会員

住 所 : 東京都千代田区〇〇2丁目10番4号
事業者名 : *****株式会社
制度会員番号 : RCM*****

登録製品

製品カテゴリ: 化学品、樹脂中間製品及び樹脂最終製品
製品名 : **
銘柄名 : *****
製品分類番号 : 120-62-110000-11-SS-SA00001
関係関連会社 : **化工株式会社

登録内容

製品リサイクル率	70%
算出方法	セグレーション方式
登録量	80t
登録番号	2025-0001
登録年月日	2025 年 10 月〇日
登録期限	2026 年 10 月〇-1 日



頁 2/2

<登録製品詳細>

製品種類	主成分	リサイクル原料(1)		リサイクル原料(2)		リサイクル原料(3)	
		区分	リサイクル率	区分	リサイクル率	区分	リサイクル率
成型加工品	PP	PP	70%	—	—	—	—

<登録製品 第三者認証>

認証取得有無 : 有
認証機関 : 公益財団法人〇〇協会
認証番号 : —

<LCA>

実施済否 : 未
第三者認証
取得有無 : —
認証機関 : —
認証番号 : —

<CFP>

算出済否 : 未
結果 : —
第三者認証
取得有無 : —
認証機関 : —
認証番号 : —

以上

◆ 制度の運営原資は制度会員からの会費とする

➤ 運営費構成

登録内容	会 費	備 考
制度会員登録	入会金	
	年会費	他社の登録情報を見ることができることへの対価(10万円程度?)
製品登録	製品登録費	製品登録時 自社製品のアピールとデータベース構築への参画(数万円)
	登録継続費	製品登録1年後、登録継続する場合(1年単位)
	登録変更費	製品登録内容の変更時

・運営費の詳細はトライアル運用実績(入会状況、製品登録状況、委託業務量状況)を考慮し決定

・**トライアル運用中に発生する費用は**日化協が負担（入会金、年会費、製品登録費の徴収なし）

Ⅲ. トライアル運用について

◆制度会員登録

日化協HP「化学品のリサイクル率確認登録制度」専用ページでオンライン申請

- **不明点、不具合発生時は日化協事務局がサポート**
- 入力完了後、日化協技術委員会幹事会による入会審査を実施
- 入会后、日化協(JCII)から責任者、製品登録担当者へ製品登録用URLを送信

◆製品登録

オンライン申請、あるいは**専用書式(Excel)による申請**

- **日化協事務局と議論しながら、必要事項の記載、必要書類を準備し、申請**
- 入力完了後、日化協技術委員会幹事会による入会審査を実施
- 製品登録後、製品毎に**確認登録証**を発行

◆年会費/製品登録費など本制度運営費用取り扱い

- 制度検証期間 : 日化協が負担
- 本格運用開始以降 : 制度会員からの徴収を想定

Ⅲ. トライアル運用について

◆トライアル運用で確認すべき事項

➤ 全体の懸案事項

- 生産計画での登録に対する、計画Vs.実績の取り扱い
- リサイクル率の幅での登録方法(ex.〇〇%±△△%等)
-
-

➤ 申請側

- 申請分類の適度具合
- 申請項目の過不足
- 申請の煩わしさ
- 公開情報の過不足
- 製品登録証記載内容の過不足
-
-

➤ 管理側

- 登録業務の煩わしさ
- 台帳管理の煩わしさ
- 問い合わせ事項の対応
-
-

IV. 今後のスケジュール

実施内容	時期
制度の一般公開、トライアル運用開始	2025年度2Q
制度に対する意見収集、 不具合点の改善検討、制度改定	2025年度4Q
本格運用開始	2026年度1Q



一般社団法人 日本化学工業協会
Japan Chemical Industry Association

化学品のリサイクル率 確認登録制度

Registration system of recycled chemical materials

(一社)日本化学工業協会では、循環型社会の実現に貢献する
リサイクル製品を登録し、化学品の循環利用を推進しています。

製品登録の メリット



制度会員が登録した製品には、日本化学工業協会が**確認登録証**を発行。化学品のプロダクトチェーンで**廃棄物の減量**や**再利用**を推進し、**環境負荷低減の取り組み**を広く発信。
登録製品の認知度の向上が期待できます。

登録申請について

製品中の**リサイクル率**を自己申告することで、**制度の登録が可能**です。
リサイクル製品の**原料から最終製品まで**、プロダクトチェーンの上下流いずれの事業者も登録できます。

登録対象製品 廃棄物再生品、化学品(ガス、液、最終製品を含む)、樹脂中間製品 樹脂最終製品(レジン、加工品等)、
廃棄物再生品原料(化学品を中心とする有機廃棄物、紙、木質を妨げない)
※回収・再生プロセスの種類は問いません

制度の詳細はこちらをご覧ください

<https://www.nikkakyo.org/recycling-rate/summary>



一般社団法人 日本化学工業協会
Japan Chemical Industry Association

お問い合わせ先
技術部 TEL 03-3297-2578



化学品のリサイクル率 確認登録制度が 始まっています

Registration system of recycled chemical materials

(一社)日本化学工業協会では、循環型社会の実現に貢献する
リサイクル製品を登録し、化学品の循環利用を推進しています。

製品登録の メリット

制度会員が登録した製品には、日本化学工業協会が**確認登録証**を発行。化学品のプロダクトチェーンで**廃棄物の減量や再利用を推進し、環境負荷低減の取り組み**を広く発信。**登録製品の認知度の向上**が期待できます。

登録申請について

製品中の**リサイクル率を自己申告すること**で、**制度の登録が可能です**。リサイクル製品の**原料から最終製品まで**、プロダクトチェーンの上下流いずれの事業者も登録できます。



製品のご登録
お待ちしております!

登録対象製品

廃棄物再生品、化学品(ガス、液、最終製品を含む)、樹脂中間製品 樹脂最終製品(レジン、加工品等)、
廃棄物再生品原料(化学品を中心とする有機廃棄物、紙、木質を妨げない)
※回収・再生プロセスの種類は問いません

制度の詳細はこちらをご覧ください

<https://www.nikkakyo.org/recycling-rate/summary>



- BASFジャパン（株）
- DIC（株）
- JFEエンジニアリング（株）
- （一財）化学研究評価機構
- （一社）プラスチック循環利用協会
- 出光興産（株）
- 環境エネルギー（株）
- 積水化学工業（株）
- 富士フィルムホールディングス（株）
- 三井化学（株）
- 三菱ケミカル（株）

計11法人

- 日本化学工業協会 技術部

ご清聴ありがとうございました